



# 情報通

2004. July 7月号  
発行日：平成16年7月1日  
発行：東京税理士会  
情報システム委員会  
題字：金井塚 清（豊島）

## 電子申告、準備のための5つのポイント

情報システム委員会では、国税の電子申告が今年の6月より全国で実施されるにあたり、東京国税局をはじめ本会の各部委員会、各支部の関係者のご協力を得て、「税理士情報フォーラム」や各研修会の実施等を通じて、関連する情報の提供につとめて来たところですが、これまで発信した情報の整理という意味で、そのポイントを下記にまとめてみましたのでご参考にして下さい。

### その1. そもそも電子申告って何？

これまで紙で提出していた申告書を、電磁的記録（デジタルデータ）として送信することをもって行う申告が、狭い意味での「電子申告」と言えますが、広義には「電子申告」の言葉をもって申告、申請、納税までも含めて用いられています。そこで国税当局は、広義の「電子申告」を「e-Tax」と呼んでいます。国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページにその詳細が掲載されておりますので是非、参照して下さい。

同ホームページは、本会ホームページのリンク集から国税庁を経由するか、下記のURLを入力してアクセスして下さい。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

### その2. 電子申告はICカードがなければ出来ません —税理士ICカードの取得—

税理士及び税理士法人が国税の電子申告を行う場合、電子証明書を格納したICカードによる電子署名が必要となります。日本税理士会連合会では、日税連電子認証局を設立し、電子証明書を格納したICカードを発行し、1月下旬より税理士会員宛にその発行申請書を送付しております。上記申請書は、正確には「電子証明書発行申請書兼利用同意書」といいますが、この申請書の意味するところや記載要領、その後の取扱の仕方等については次の会報記事その他を参照して下さい。

- ①会報「東京税理士界」第560号及び第561号
  - ②税理士情報フォーラム'03秋、配付資料
  - ③税理士情報フォーラム'04春、配付資料中の特別CD-ROM
  - ④昨年11月より東京国税局と本委員会との連携のもと、各支部で順次実施されている「電子申告に関する研修会」の資料
- ともあれ、税理士が電子申告に関わる第一歩は、日税連認証局に宛てたこの申請書の提出からです。

### その3. ICカードリーダーダライタを取得しよう

日税連電子認証局より税理士ICカードを受け取っても、そのままでは使用出来ません。そのICカードの中身を確認するにせよ、電子署名を行うにせよ「ICカードリーダーダライタ」という装置が必要になります。日税連では下記の2機種を推奨しておりますので、下記により購入申込書を手配の上、お申し込み下さい。商品の到着には申込書送付後、早くても3、4日中に、遅くても10日前後程度かかる模様です。

#### ◆推奨機種

- ☆サクサ株「HR330C」税込10,290円
- ★NTTコミュニケーションズ「PD2102P」税込8,190円

#### ◆注文書

会員専用サイトである「税理士ネット TOKYO」から次の手順でアクセスして購入申込書をプリントアウトして下さい。

「税理士ネット TOKYO」→「掲示板」→「電子申告関係」→「ICカードリーダーダライタに関して」

なお、上記の税理士ICカードとこのICカードリーダーダライタの取扱要領については、会報「東京税理士界」平成16年2月1日第565号及び同3月1日第566号の「情報通」欄に解説がありますので参照して下さい。

※注意：日税連で推奨しておりましたICカードリーダーダライタのメーカーである(株)田村電機製作所が、共同新設分割により平成16年4月1日より「サクサ株式会社」に変更となりました。これに伴い平成16年5月1日より販売先、問い合わせ先も(株)田村電機製作所からテルウェル東日本(株)に移管されました。

※ちょっと気になる情報「ICカードリーダーダライタについて」・・・サクサ株「HR330C」は近日中にバージョンアップの予定です。これにより、より使いやすくなる予定です。

### その4. 所轄の税務署に電子申告開始届出書の提出を！

左記2. 及び3. は、電子申告を行うについてICカードに関わる税理士側の準備について述べました。以下では税理士と関与先に共通して必要となる手続について説明します。

まず、国税当局に電子申告を行う旨の意思表示をするという意味で、税理士と関与先の「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出する必要があります。同届出書は、本年4月1日より所轄税務署で受付が開始されました。同届出書は、3月下旬に各支部事務局を通じて会員各位に渡ったことと思いますが、お手許に見当たらない方は、国税庁ホームページ内の<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/denshi/pdf/001-1.pdf>

よりダウンロードしてご利用頂くか、税務署にお立ち寄りの際にこの用紙をお求め下さい。なお、提出に際しては、印鑑と本人確認に必要な下記のいずれかの書類を提示するかその写しを添付する必要があります。

【個人の場合】住民票、印鑑登録証明書、健康保険証、国民年金手帳、運転免許証

【法人の場合】登記簿謄本又は抄本

また、同届出書の提出については代理人に依ることもできます。同届出書に必要な記入を済まし押印の上、上記身分証明書のいずれかのコピーを添付すれば本人以外の者でも提出することができます。・・・ということに関与先の届出書を税理士事務所で行うことも出来るわけです。積極的に対応しましょう。

### その5. 関与先の社長と経理責任者の方に「住基カード」の取得を！

パソコン上で作成された申告データを紙に出力することなくデジタルデータのまま送信する場合、送ったあなたが「本当にあなたか？」という本人確認の作業が必要となります。この点について、税理士側は上記の日税連ICカードにより解決されますが、関与先については、関与先自身の公的個人認証の可能なICカードが必要になります。

【個人の場合】一般的には住基カード（住民基本台帳カード）に格納された電子証明書によることができます。

【法人の場合】代表者及び経理責任者について上記の住基カードによることもできますし、商業登記認証によることもできます。取得に要する費用の面からは、法人の場合も住基カードによる方法が安上がりだと言えます。

次に、住基カードについての概略を説明します。なお、住基カードの実際については、各区(市)役所で取扱が若干異なるようなので、詳細については必ず各区(市)役所にお問い合わせ下さい。ここではあくまで一例として紹介します。

- ①原則としてまずは役所に足を運びます（必ず、当該区（市）役所に確認して下さい）。
- ②「住民基本台帳カード交付申請書」とその案内文を受け取ります。
- ③「写真付のカードにするかどうか」の選択もできることもありますので、とりあえずは帰宅して申請書を作成します。
- ④申請書を役所に提出します。この段階では委任状を添えて代理人によることもできます。
- ⑤10日程で役所より「住民基本台帳カード交付兼回答書」なる親展の郵便物が届きます。
- ⑥同回答書に記入を済ませ、同回答書と本人確認用の運転免許証等の身分証明書を持って指定の期日までに役所に出向きます。
- ⑦役所で出来上がったカードを確認します。ここで帰宅してもよいですが、ついでにこの新しいカードの中に電子署名に必要な公開鍵と秘密鍵を書き込み電子証明書に作り上げます。従って、出向く際には予め4文字以上16文字以内の任意の文字列を用意して行きます。

※発行費用について・・・〇区の場合、住基カードの作成料金として1,000円、公的個人認証サービスのための鍵の格納手数料として500円が必要になりました。

※税理士が日税連ICカードを用いる場合の留意点・・・税理士が法人や団体等の代表者として署名する場合に、日税連認証局の電子証明書を使用することは、用途外使用になり規定違反となるので、その場合には住基カード等の電子証明書が必要になります。（CP/CPS1.3.3を参照）

## ★日税連認証局の ICカード発行状況速報

### 電子証明書発行申請書処理状況

(全国/平成16年6月18日現在)

※①及び②には、④のうち再提出された件数が含まれています。

	6月18日現在
① 申請書提出数	48,087
② 申請書受付件数	47,065
③ 審査通過件数	37,134
④ 審査拒否件数	9,931
⑤ 受領書提出数	33,861

# ICカードはリーダーダライタがなければ読めません